

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

桐生市子ども会育成団体連絡協議会

1 目的及び趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るとともに、子ども会活動を安全に、安心して行うために必要と考えられる対策と運営にあたっての要件を例示したものです。策定にあたっては、各種団体が策定したガイドラインを参考にしました。

子ども会活動は多岐に渡るため、一律に対応できる訳ではありません。本ガイドラインはあくまでも対応のベースとなる事を想定しており、個々の対応についてはその行事での様々の場面を想定しながら、適切に行っていただきたいと考えております。また、使用する施設等において、ガイドラインを策定している場合については、この限りではありません。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルス感染症の予防に係る専門家の知見、国による新たな基準の公表や変更、自治体の要請等を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

2 基本的な考え方

(1) 密閉・密接・密集にならない活動の実施

- ・密閉対策…2方向の窓を1回数分程度、毎時2回以上全開にする。あるいは、ビル管理法に基づく空調基準を満たす。
- ・密接対策…濃厚接触（1メートル以内かつ、15分以上の接触）を避ける。
- ・密集対策…身体的距離（最低1メートル、可能なら2メートル以上）を確保する。

(2) マスクの着用（飛沫感染防止）

(3) こまめな手洗い・手指消毒の実施

※活動中だけでなく、移動時の感染予防についても同様に取り組む。

3 活動基準

(1) 行事の企画にあたって

- ・参加者同士の身体的距離（最低1メートル、可能なら2メートル以上）を確保できるように配慮した人数を上限の目安とする。
- ・各プログラムは、感染対策を徹底した上で実施する。また、内容や人数によっては活動内容を変更する。
- ・感染対策に必要な物品（予備のマスク、手指消毒アルコール、体温計等）を用意する。
- ・活動中に体調不良者が出た場合の対応について指導者間で徹底する。

(2) 参加者募集にあたって

① 参加者募集のチラシ等に下記内容を明記する。

- ・参加者に過去2週間以内に発熱（37.5℃以上）や咳、だるさ（倦怠感）、頭痛、腹痛（下痢）、体調不良等の諸症状がある場合、活動に参加できない。
- ・参加者およびその家族に過去2週間以内に入管法に基づく「入国制限対象地域」への渡航・滞在歴がある方、またそのような方との濃厚接触がある場合、活動に参加できない。
- ・参加者は活動当日に自宅で検温し、発熱（37.5℃以上）や咳、だるさ（倦怠感）、頭痛、腹痛（下痢）、体調不良等の諸症状がある場合、活動に参加できない。
- ・「子ども会活動チェックリスト」等を事前に配布し、記入の上持参してもらう。
- ・参加者はマスク着用で活動に参加する。また、予備のマスク、清潔なタオルまたはハンカチを持参する。

② 参加者全員の緊急連絡先を把握しておく。併せて、参加者及び保護者に感染者が出た場合等、保健所の要請に従い参加者名簿を提出することについての承諾を得ておく。

4 活動当日の対応

(1) 指導者の対応

- ・感染予防対策について理解する。
- ・必要に応じて活動に使う物品等、共用部分の消毒を行う。
- ・活動場所の換気を定期的に行う。
- ・参加者に、感染予防対策について説明し、理解を得た上で活動に参加していただく。
- ・子どもたちの動きに留意し、密になりそうな場合、必要な指導を行う。
- ・活動中、参加者の体調について留意する。
- ・活動中に体調不良者が出た場合、速やかに保護者に連絡を取り、医療機関へ受診してもらう。また、受診の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われる診断がされた場合、主催者に連絡をしてもらうよう依頼する。

(2) 参加者の対応

- ・指導者の指示に従い、感染予防対策を理解した上で、活動に参加する。
- ・体調が悪くなった場合、速やかに指導者に伝える。

5 行事参加者から感染者が出た場合の対応

- ・行事参加者から感染者が出た場合、保健所の指示に従い、適切な対応を行う。